

解体・除却工事共通仕様書 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第1章 総則

### 第1節 共通事項

- 1.1.1～1.1.2 現行通り
- 1.1.3 1 現行の通り  
書面の書式及び取扱い 2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
- 1.1.4～1.1.6 現行の通り
- 1.1.7 1 現行の通り  
建設廃棄物の適正処理 2 建設廃棄物の処理に関して特記があるものは、「建設副産物情報交換システム」（以下「コブリス・プラス」という。）を活用して処分すること。  
3～4 現行の通り
- 1.1.8 標準仕様書 1.1.16 によるほか、次の定めによる。  
建設副産物の処理 1 建設副産物の取扱いは、次のとおりとする。  
(1) 建設副産物の処理  
受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。  
(2) 現行の通り  
(3) 施工計画書の添付書類  
受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。  
ア 再生資源利用計画書

工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建設副産物情報交換システム」（以下「コブリス・プラス」という。）により再生資源利用計画書を作成する。

- (ア) 土砂を搬入する工事
- (イ) 砕石を搬入する工事
- (ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

#### イ 再生資源利用促進計画書

工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、コブリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成する。

- (ア) 建設発生土を搬出する工事
- (イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- (ウ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事

#### ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）

#### エ 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100 m<sup>3</sup>以上搬出する場合）

受注者は、本工事から建設発生土を100 m<sup>3</sup>以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。

#### オ 告知書

#### カ 建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面

#### キ 汚染土壌の処理

受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

#### (4)～(5) 現行の通り

#### (6) 工事情報の登録等

本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「コブリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、コブリス・プラス若しくは国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。

なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

#### (7) 現行の通り

#### (8) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

#### ア 再生資源利用実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- (ア)土砂を搬入する工事
- (イ)砕石を搬入する工事
- (ウ)加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- (ア)建設発生土を搬出する工事
- (イ)コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- (ウ)金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事

ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、リサイクル阻害要因説明書の作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- (ア)コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- (イ)建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
- (ウ)現場内で分別を行わない場合

エ 搬入完了報告書（島しょにおける工事の場合）

(9) 現行の通り

2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。

(1) 現行の通り

(2) ア～イ 現行の通り

ウ 建設廃棄物の取扱い

受注者は、コブリス・プラス等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得ること。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

エ 有価物を売渡する場合

売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。

なお、建設廃棄物として処分する場合は、適切に処理すること。

（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環循規発第2104141号）等を参照すること。）

オ 現行の通り

1.1.9～1.1.10 現行の通り

1.1.11 現行の通り

工事实績情報  
システム（コリ  
ンズ）の登録

1.1.1~1.1.13 現行の通り

1.1.14 工事の着手、施工及び完了に当たり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な手続等について十分調査の上、こへの届出手続等を遅滞なく行う。

1.1.15 現行の通り

第2節 工事現場管理  
現行の通り

第3節 施 工

1.3.1~1.3.2 現行の通り

1.3.3 標準仕様書1.7.8によるほか、総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資  
排出ガス対策料を添付することにより、適合状況が確認できるようにする。  
型建設機械

1.3.4 標準仕様書1.7.9によるほか、総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資  
低騒音型・低振料を添付することにより、適合状況が確認できるようにする。  
動型建設機械

以降、現行の通り

解体・除却工事共通仕様書(追補版)(令和8年4月1日)

改定 (案)		現 行		改定理由
	第1章 総 則 第1節 共 通 事 項		第1章 総 則 第1節 共 通 事 項	
1.1.1 ~ 1.1.2	現行通り	1.1.1 ~ 1.1.2	略	
1.1.3 書面の書式及び取扱い	1 現行の通り 2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール、 <u>情報共有システム(情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。)</u> 等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。	1.1.3 書面の書式及び取扱い	1 略 2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。	標準仕様書の改定に伴う修正
1.1.4~1.1.6	現行の通り	1.1.4~1.1.6	略	
1.1.7 建設廃棄物の適正処理	1 現行の通り 2 建設廃棄物の処理に関して特記があるものは、「建設副産物情報交換システム」(以下「 <u>コブリス・プラス</u> 」という。)を活用して処分すること。 3~4 現行の通り	1.1.7 建設廃棄物の適正処理	1 略 2 建設廃棄物の処理に関して特記があるものは、「建設副産物情報交換システム」(以下「 <u>COBRIS</u> 」という。)を活用して処分すること。 3~4 略	財務局特記仕様書の改定に伴う修正
1.1.8 建設副産物の処理	標準仕様書 1.1.16 によるほか、次の定めによる。 1 建設副産物の取扱いは、次のとおりとする。 (1)建設副産物の処理 受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」(島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」(東京都)とする。以下同じ。)及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、 <u>再使用</u> ・再生利用及び適正処理に努める。 (2)現行の通り (3) 施工計画書の添付書類 受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。 ア 再生資源利用計画書 工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建設副産物情報交換システム」(以下「 <u>コブリス・プラス</u> 」という。)により再生資源利用計画書を作成する。 (ア)土砂を搬入する工事 (イ)砕石を搬入する工事 (ウ)加熱アスファルト混合物を搬入する工事	1.1.8 建設副産物の処理	標準仕様書 1.1.16 によるほか、次の定めによる。 1 建設副産物の取扱いは、次のとおりとする。 (1)建設副産物の処理 受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」(島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」(東京都)とする。以下同じ。)及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、 <u>再利用</u> ・再生利用及び適正処理に努める。 (2)略 (3) 施工計画書の添付書類 受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。 ア 再生資源利用計画書 工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建設副産物情報交換システム」(以下「 <u>COBRIS</u> 」という。)により再生資源利用計画書を作成する。 (ア)土砂を搬入する工事 (イ)砕石を搬入する工事 (ウ)加熱アスファルト混合物を搬入する工事	財務局特記仕様書の改定に伴う修正  財務局特記仕様書の改定に伴う修正

解体・除却工事共通仕様書(追補版)(令和8年4月1日)

改定 (案)	現 行	改定理由
<p>イ 再生資源利用促進計画書  工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、<u>コブリス・プラス</u>により再生資源利用促進計画書を作成する。  (ア)建設発生土を搬出する工事  (イ)コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事  (ウ)金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事</p> <p>ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(建設発生土を搬出する場合)</p> <p>エ 建設発生土搬出のお知らせ(建設発生土を100 <u>m<sup>3</sup></u>以上搬出する場合)  受注者は、本工事から建設発生土を100 <u>m<sup>3</sup></u>以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」(東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式)を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。  <u>オ 告知書</u>  <u>カ 建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面</u>  <u>キ 汚染土壌の処理</u>  受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」(環境局ホームページに最新版を掲載)に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。  (4)～(5)現行の通り  (6)工事情報の登録等  本工事は、<u>コブリス・プラス</u>の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに<u>コブリス・プラス</u>にデータの入力を行い、その都度「<u>コブリス・プラス登録済確認書</u>」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。  また、受注者は、<u>コブリス・プラス若しくは</u>国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。  なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。  (7)現行の通り  (8)リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認  建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完</p>	<p>イ 再生資源利用促進計画書  工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、<u>COBRIS</u>により再生資源利用促進計画書を作成する。  (ア)建設発生土を搬出する工事  (イ)コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事  (ウ)金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事</p> <p>ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(建設発生土を搬出する場合)</p> <p>エ 建設発生土搬出のお知らせ(建設発生土を100<del>m<sup>3</sup></del>以上搬出する場合)  受注者は、本工事から建設発生土を100<del>m<sup>3</sup></del>以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」(東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式)を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。</p> <p><u>オ 汚染土壌の処理</u>  受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」(環境局ホームページに最新版を掲載)に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。  (4)～(5)略  (6)工事情報の登録等  本工事は、<u>COBRIS</u>の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに<u>COBRIS</u>にデータの入力を行い、その都度「<u>建設副産物情報交換システム工事登録証明書</u>」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。  また、受注者は、<u>COBRIS又は</u>国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。  なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。  (7)略  (8)リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認  建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完成後</p>	<p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p> <p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p> <p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p>

解体・除却工事共通仕様書(追補版)(令和8年4月1日)

改定 (案)	現 行	改定理由
<p>成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。</p> <p>ア 再生資源利用実施書 受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する(工事完了後5年間保管)。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 (ア)土砂を搬入する工事 (イ)砕石を搬入する工事 (ウ)加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>イ 再生資源利用促進実施書 受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する(工事完了後5年間保管)。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 (ア)建設発生土を搬出する工事 (イ)コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 (ウ)金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事</p> <p>ウ リサイクル阻害要因説明書 工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、リサイクル阻害要因説明書の作成対象となる要因は、以下のとおりである。 (ア)コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合 (イ)建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合 (ウ)現場内で分別を行わない場合</p> <p>エ 搬入完了報告書(島しょにおける工事の場合)</p> <p>(9) 現行の通り</p> <p>2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現行の通り (2) ア～イ 現行の通り</p> <p>ウ 建設廃棄物の取扱い 受注者は、コブリス・プラス等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得る</p>	<p>速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。</p> <p>ア 再生資源利用実施書 受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する(工事完了後5年間保管)。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 (ア)土砂を搬入する工事 (イ)砕石を搬入する工事 (ウ)加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>イ 再生資源利用促進実施書 受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する(工事完了後5年間保管)。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 (ア)建設発生土を搬出する工事 (イ)コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 (ウ)金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事</p> <p>ウ リサイクル阻害要因説明書 工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、リサイクル阻害要因説明書の作成対象となる要因は、以下のとおりである。 (ア)コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合 (イ)建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合 <del>(ウ)土砂等の利用工事において購入材(新材)を使用する場合</del> <del>(エ)砕石の利用工事において新材を使用する場合(多摩地区における再生粒度調整砕石は除く。)</del> <del>(オ)アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合(N7(旧D)交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する。)</del> (カ)現場内で分別を行わない場合 (キ)搬入完了報告書(島しょにおける工事の場合)</p> <p>(9) 略</p> <p>2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) ア～イ 略</p> <p>ウ 建設廃棄物の取扱い 受注者は、COBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得ること。</p>	<p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p> <p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p> <p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p> <p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p>

解体・除却工事共通仕様書(追補版)(令和8年4月1日)

改定 (案)		現 行		改定理由
	<p>こと。</p> <p>なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。</p> <p>エ 有価物を売渡する場合                  売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。                  なお、建設廃棄物として処分する場合は、<u>適切に処理すること。</u>                  (有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環循規発第2104141号)等を参照すること。)</p> <p>オ 現行の通り</p>		<p>なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。</p> <p>エ 有価物の取扱い  <del>建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、</del>                  売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。  <del>また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。</del>なお、建設廃棄物として処分する場合には、<del>特記による。</del>                  (有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環循規発第2104141号)等を参照すること。)</p> <p>オ 略</p>	<p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p>
1.1.9~1.1.10	現行の通り	1.1.9~1.1.10	略	財務局特記仕様書の改定に伴う修正
1.1.11 工事实績情報システム(コリンズ)の登録	現行の通り	1.1.11 工事实績情報の登録	略	
1.1.12~1.1.13	現行の通り	1.1.12~1.1.13	略	財務局特記仕様書の改定に伴う修正
1.1.14 官公署その他への届出手続等	<p>工事の着手、施工及び完了に当たり、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。</p>	1.1.14 官公署その他への届出手続等	<p>工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。</p>	
1.1.15	現行の通り	1.1.15	略	財務局特記仕様書の改定に伴う修正
1.3.1~1.3.2	<p>第2節 工事現場管理 現行の通り</p> <p>第3節 施 工 現行の通り</p>	<p>第2節 工事現場管理 略</p> <p>第3節 施 工 略</p>	<p>第2節 工事現場管理 略</p> <p>第3節 施 工 略</p>	
1.3.3 排出ガス対策型建設機械	<p>標準仕様書1.7.8によるほか、<u>総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付することにより、適合状況が確認できるようにする。</u></p>	1.3.3 排出ガス対策型建設機械	<p>標準仕様書1.7.7による建設機械は、次に示すものとする。  <del>ディーゼルエンジン出力7.5kWから260kWまで</del>                  (1) <del>バックホウ</del>                  (2) <del>ホイールローダ</del>                  (3) <del>ブルドーザ</del></p>	<p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p>

解体・除却工事共通仕様書(追補版)(令和8年4月1日)

改定 (案)		現 行		改定理由
1.3.4 低騒音型・低振動型 建設機械	標準仕様書 1.7.9 によるほか、 <u>総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付することにより、適合状況が確認できるようにする。</u>  以降、現行の通り	1.3.4 低騒音・低振動型 建設機械	<del>(4) 発動発電機(可搬式・溶接兼用機を含む。)</del> <del>(5) 空気圧縮機(可搬式)</del> <del>(6) 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したもの)</del> <del>(7) ホイールクレーン(ラフテレンクレーン)</del> <del>(8) ローラ類(ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ)</del> <del>(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による排ガス規制を受けている建設機械を除く。)</del>  標準仕様書 1.7.8 による建設機械は、次に示すものとする。 (1) ブルドーザ (2) バックホウ (3) クラムシェル (4) トラクターショベル (5) クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン (6) バイプロハンマー (7) 油圧式杭圧入引抜機 (8) アースオーガー (9) オールケーシング掘削機 (10) アースドリル (11) ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ (12) コンクリート圧砕機 (13) アスファルトフィニッシャー (14) コンクリートカッター (15) 空気圧縮機 (16) 発動発電機 (17) さく岩機(コンクリートブレーカー)	財務局特記仕様書の改定に伴う修正